医療法人社団慶友会吉田病院臨床研究センター運用規程

(設置)

第 1 条 医療法人社団慶友会吉田病院に臨床研究センター以下「当研究センター」という) を置く。

(目的)

第 2 条 当研究センターは、疾患の病因と発生機序の解明及び新規診断法と治療法の確立 などの臨床研究を推進することを目的とし、病院診療では行い得ない研究分野について、研 究用の機器および専任研究員を配してこれを遂行する機関として設置される。

(組織)

第 3 条 当研究センターに次の組織を置く。また、その業務内容について定める。 がん生物研究部・・・ゲノム解析により発がんメカニズムとクローン進化を解明し、新しい 診断や治療戦略を確立し、難治がんの克服に貢献できる先端的ながん精密医療の基盤を構 築する。

(構成)

- 第4条 当研究センターに所長を置く。
- 2 各研究部に研究員、研究生、客員研究員、リサーチ・アソシエイトを置くことができる。 研究員、研究生、客員研究員、リサーチ・アソシエイトは、所長の指示のもと、当該研究部 の研究活動に従事する。
- 3 所長、研究員は併任をもって充てることができる。
- 4 所長が必要と認めた場合は研究分野により新たな研究部を設置することができる。

(選任)

第 5 条 所長については、当該研究部の目的に関連する分野について優れた知識及び経験を有するものであり、理事会の推薦によって選任され、2/3 以上の賛成により決定する。

(業務)

- 第6条業務は次の通りとする。
- (1) 所長は、理事長及び病院長の指揮監督の下に当研究センターの研究業務を統括する。
- (2) 所長は、当該研究部を統括し、研究成果の向上につとめる。
- (3) 所長は、研究員、研究生、客員研究員、リサーチ・アソシエイトを指導監督し、研究 についての助言、指導を行い研究業務を推進する。
- (4) 研究員、研究生、客員研究員、リサーチ・アソシエイトは、所長の指示のもと、当該

研究部の業務に従事する。

(5) 当研究センターの事務は、臨床研究センター事務局(以下「研究センター事務局」という)が担当する。

(委員会)

- 第7条 当研究センターの円滑な運営を図るため当研究センター内に臨床研究センター運営委員会 (以下「運営委員会 という)を置く。
- 2 運営委員会の委員長は所長、スーパーバイザーは最高顧問を以て充てる。
- 3 前項の運営委員会は、所長、最高顧問、総務課、経理課、研究センター事務局から構成 され、所長が議長をつとめる。
- 4 運営委員会は、当研究センターにおける予算と決算、管理、研究の推進に関する事項について審議・検討する。
- 5 運営委員会は、委員長が必要と認めるときに随時開催し、議事録は研究センター事務局が保管する。

(研究の計画、実施、成果発表及び報告)

- 第 8 条 研究員は、当該研究部の目的に沿う範囲において自発的に研究計画を立案し、運営 委員会へ提出する。立案した研究計画については自発的に実施するものとする。
- 2 研究立案者は、研究計画書により所長に申請し、理事会および病院運営会議で研究内容について審議する。
- 3 医薬品及び医療機器の臨床研究(介入研究・観察研究)、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、 ヒト幹細胞を用いる臨床研究については、倫理委員会の審議・承認を経なければならない。
- 4 研究部に設置される研究のための機器類は、原則として共用とし、研究者は、所長の許可を得て使用できるものとする。
- 5 研究によって得られた成果は、運営委員会に相談の上、自らの判断で公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。
- 6 前項の研究成果公表の場合には、当研究センターに関係した活動として実施するものとする。
- 7 当該研究部は、定期的に研究発表会を開催し研究成果の検討を行う。
- ※1 理事会とは、医療法人全体の運営方針や実行について検討・実施を決定する場である。 ※2 病院運営会議とは、吉田病院における運用方針や実行について検討・実施を決定する 場である。

(研究費の適正な執行)

第 9 条 所長の研究費の執行については、所長が執行計画を立て、運営委員会の承認を得て、理事会および病院運営会議に報告するものとする。また、ガイドラインに則るものとするとともに、監査・モニタリング部門による監査を適宜受けるものとする。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、当研究センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。